

番号  
年月日

山梨県知事

殿

住所  
事業者名  
代表者氏名

### 指定事業者指定申請書

畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に基づく、指定事業者としての指定を受けたいので、同条第 2 項及び畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和 36 年農林水産省令第 58 号。以下「施行規則」という。）第 21 条の規定により、定款（注 1）、業務規程、法第 5 条第 2 項第 1 号ロの地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類（注 3）、年間販売計画を添えて申請します。なお、施行規則第 21 条第 2 号により、山梨県知事が法第 10 条第 1 項の規定による指定するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出の求めがあった場合は、誠実に対応いたします。

（添付書類）

- 1 定款（注 1）
- 2 業務規程（注 2）
- 3 法第 5 条第 2 項第 1 号ロの地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類
- 4 年間販売計画
- 5 法第 10 条第 3 項に規定する議決をした総会の議事録の写し（注 3）

（注 1）「定款」は、定款その他基本約款に変えることができるものとする。

（注 2）業務規程において、生産者補給金及び集送乳調整金の交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法、生乳の代金の算定の方法等について別に定めることとしている場合については、これらの方法についても合わせて提出するものとする。

（注 3）生乳生産者団体にあつては、「定款、業務規程、法第 10 条第 3 項に規定する議決をした総会の議事録の写し、法第 5 条第 2 項第 1 号ロの地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類」とする。また、添付書類にも「法第 10 条第 3 項に規定する議決をした総会の議事録の写し」を記載するものとする。